

令和6年度 実施方針の策定の見通しの公表について

前 橋 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下記のとおりです。

名称	事業期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
(仮称)前橋市営住宅広瀬団地建替事業	事業契約の締結日から令和11年9月(予定)	前橋市営住宅広瀬団地(第三、第六、第七、第二十団地)建替業務、居住者移転支援業務及び余剰地活用業務を行う。	前橋市広瀬町一丁目16番1,2,3	令和6年5月	都市計画部 建築住宅課 計画整備係 電話:027-898-6834